

新卒者雇用支援奨励金

久慈市では若年者の雇用拡大と地元への定着を支援するため、
 ①市内同一事業所に勤務して3年経った新卒者と、②6年経った新卒定着者に奨励金を交付します。

【交付金額】

- ①市内同一事業所に**3**年間継続勤務した新卒者 **10万円**
 ②市内同一事業所に**6**年間継続勤務した新卒定着者 **5万円**

【①奨励金の対象新卒者】

- (1) R4.3卒業の新卒者
- (2) 「常用雇用者※」として雇用されている方
- (3) 就職後同じ事業主に雇用され、市内の事業所で3年間勤務している方
- (4) 申請するとき市内に住民登録している方

【②奨励金の対象新卒者】

- (1) 平成31年3月卒の新卒者で令和4年度に「新卒者雇用支援奨励金」を受け取った方
- (2) 「常用雇用者※」として雇用されている方
- (3) 就職後同じ事業主に雇用され、市内の事業所で6年間勤務している方
- (4) 申請時点で市内に住民登録している方

【申請の手続き】

交付を受けるためには申請書類を提出していただく必要があります。

様式は久慈市ホームページにあります。

(久慈市HP) <https://www.city.kuji.iwate.jp/>

久慈市 新卒奨励金

検索

※「常用雇用者」とは、

- ・雇用期間の定めがない方
- ・1週間の所定労働時間が他の雇用者と同じで、その時間が30時間以上の方
- ・雇用保険の一般被保険者(公務員は対象外)などの要件を満たす方です。

※※制度改正のお知らせ※※

雇用情勢が日々変わる中、企業努力による雇用環境の改善が図られていることから、経過措置を設けたうえで奨励金の交付金額を改正(一部廃止)します。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【3年間継続勤務】※R8.3卒業の新卒者から

10万円 ⇒ 5万円

【6年間継続勤務】※R5.3卒業の新卒者から

5万円 ⇒ 廃止

●お問い合わせ・お申し込み先

久慈市 企業立地課

〒028-8030 久慈市川崎町1-1 ☒kigyou@city.kuji.iwate.jp
 TEL:0194-75-3891 FAX:0194-52-3653

